

都議第1813号

舞鶴都市計画区域区分の変更

□ 案 件 概 要

舞鶴都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）の変更

□ 理 由

「舞鶴版コンパクトシティ＋ネットワーク」の取り組みの一環として、地域との協議が整った地区を市街化調整区域に編入して都市をコンパクトにするとともに、生産性の高い産業・物流基盤の維持強化を図る地区を市街化区域に編入してネットワークの強化を図る。



□ 変 更 内 容

(1) 市街化区域から市街化調整区域に変更（逆線）

地区名	面積	今後の土地利用
喜多1	1.67ha	現状、農地であり、引き続き農地として利用。
喜多2	10.25ha	
堂奥	37.17ha	

(2) 市街化調整区域から市街化区域に変更（編入）

地区名	面積	今後の土地利用
小倉	11.08ha	海と陸を繋ぐ幹線道路沿道における、「生産性の高い産業基盤・物流基盤の維持・強化」地区として産業用地の効果的な活用を推進。

□ 位 置 図

